

第5回「21世紀の土砂災害対策を考える懇談会」 議事概要について(速報)

平成14年12月17日
国土交通省

第5回「21世紀の土砂災害対策を考える懇談会」が下記のとおり開催されましたので、報告いたします。

1. 概要

期 日:平成14年12月9日(月) 13:00~15:00

場 所:国土交通省 11階特別会議室

出席者:小橋座長、伊藤副座長、青木委員、石井委員、石川委員、
大町委員、久保委員、斉藤委員、中村委員、松村委員、
山脇委員

2. 議題

- (1)ハード対策とソフト対策の連携について
- (2)パブリックコメントの実施状況及び対応
- (3)最終的なとりまとめについて

3. 主な議事概要

事務局より資料1により前回までの議論に対する補足説明を行った後、資料2によりパブリックコメントの実施状況、資料3及び資料4に基づき最終報告(案)の説明を行い、ご議論頂いたところ、各委員から頂いた主な意見は以下のとおりです。

<資料1について>

- ・資料1の「都市山麓グリーンベルト整備事業について」のイメージ図において、河川に沿った樹林帯についても河畔緑地として整備・保全することを明示していただきたい。また、市街化区域内における法規制が表現されていないことから、土砂災害防止法などによる土地利用規制についても追加し表現していただきたい。

<最終報告(案)第1章について>

- ・活火山の数については、現在その数の見直しが行われているため、今後数の取扱いには注意が必要。

<最終報告(案)第2章について>

- ・第2章の6及び第3章の6における住民参加に関する記述について、「参加」、「参画」、「連携」の各々の言葉の意味に留意し、使い分けて記述することが必要。

<最終報告(案)第3章について>

- ・ 第3章の序文の内容に関し、「真に必要な公共投資」あるいは「無駄な公共事業」と言われる背景には、行政側の公共事業の必要性の説明が不足していることがその要因の一つ。本来の地域に望まれて防災目的で実施しようとしているものが、環境問題に置き換えられて議論されるケースが見受けられる。そのため、行政側は、今まで以上に地域住民等の納得が得られるよう説明責任を果たすことが必要。
- ・ 公共投資に関する記述に関し、第3章の序文における「…真に必要な公共投資は、今後とも確保していかなければならないことに…」との表現と第4章の1で記述されている「…限られた予算の中での今後の防災対策のあり方、進め方等について検討することが必要である。」という表現の間に矛盾等があるように誤解されないよう表現の工夫が必要。
- ・ 報告書の題名「安全で美しい国土づくりに向けて」の「美しい」という表現について、例えば第3章の1に自然環境や景観に配慮した美しい工法について触れるなど、「美しい」を目標に掲げている意図が汲み取れるよう本文中の表現に工夫が必要。
- ・ 無人化施工など日本の有する砂防の技術には世界的にみて素晴らしいものがある。先進技術の情報発信等を通じて世界をリードする砂防を目指していただきたい。
- ・ 第3章の5における啓発に関する取組みに関して、地方によっては土砂災害に対する意識に温度差がある。特に、土砂災害に対し関心が低い地方においては、IT講習会などが十分に効果を発揮していない場合がある。このような地方においては、警戒避難体制の実効性等を高めるためにも、講習会等に人を集める工夫を行い、意識を高めることが必要。

<最終報告(案)第4章について>

- ・ 第4章の2の「調査・研究の一層の推進」に都市山麓グリーンベルト整備事業の課題について整理されているが、都市山麓グリーンベルト整備事業については、関係機関との連携や住民参加のあり方など、今後検討すべき課題を有しているため、「調査・研究の一層の推進」ではなく、第4章において、新たに「まちづくり」や「住民参加・連携」の観点から節立てを行い、この中で記述するようにしていただきたい。また、この節の中で、都市におけるコンパクトシティの考え方も含め、まちづくりと連携したアクションプログラムの作成も課題として記述していただきたい。

4. 今後のスケジュール

以上のご指摘、ご意見等を踏まえ最終報告(案)の修正等を行い、後日、当懇談会の提言として、小橋澄治座長(京都大学名誉教授)より河川局長あてに提出される予定です。

5. その他

なお、懇談会に使用しました資料などは下記ホームページに掲載しておりますのでご参考下さい。

URL : <http://www.mlit.go.jp/river/sabo/link21seiki.htm>

国土交通省河川局砂防部

砂防計画課

砂防計画調整官

森山裕二

(内36102)

課長補佐

板屋英治

(内36142)

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

TEL 03-5253-8111(代表) 03-5253-8467(直通)

[目次へ戻る](#)
